別記様式第38号（第16条第１号関係）

退職手当支給制限に関する報告書

年　　月　　日

　島根県市町村総合事務組合管理者　様

（市町村長）　　　　　　　　　　印

　市町村職員の退職手当に関する条例第14条第１項（第16条第１項）の規定に該当するため、市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第16条第１号の規定により、下記のとおり報告します。

|  |
| --- |
| （退職をした者の氏名）　 |
| （採用年月日）　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | （勤続期間）年　　月 |
| （退職年月日）　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| （退職時の所属）　 |
| （退職時の職名）　 | （退職時の給料月額）円（　　　職　　　級　　号給） |
| （支給制限処分に該当する事実）　 |
| （支給制限処分に関する一部支給の要否及びその割合）　 |

備考１　勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第９条第１項に規定する勤続期間をいう。

　　２　死亡による退職の場合には、退職をした者とその遺族の氏名を「（退職をした者の氏名）」欄に記載すること。

　　３　不要の文字は、抹消すること。

別記様式第38号（裏面）

|  |
| --- |
| （条例第14条第１項に規定する事情に関し勘案した内容） |
|  | １　当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任　　 |
| ２　当該退職をした者の勤務の状況　 |
| ３　当該退職をしたものが行った非違の内容及び程度　 |
| (ｲ)～(ﾛ)について、該当する□にレを記入し、その内容を記載すること |
| 　　 | (ｲ)停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされたか。　　 □該当　　　□非該当 |
| 　　 | ・該当・非該当の理由　　・（該当する場合）過去の同様な非違の内容及び過去の処分内容 |
| (ﾛ)懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であり、特に参酌すべき情状があるか。□該当　　　□非該当 |
|  | ・該当・非該当の理由　・特に参酌すべき情状の有無とその内容　 |
| (ﾊ)懲戒免職等処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)によるものであり、特に参酌すべき情状があるか。□該当　　　□非該当 |
|  | ・該当・非該当の理由　・特に参酌すべき情状の有無とその内容　 |
| (ﾆ)過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せらせ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状があるか。□該当　　　□非該当 |
|  | ・該当・非該当の理由　　・特に参酌すべき情状の有無とその内容　　 |
| ４　当該非違に至った経緯 |
| ５　当該非違後における当該退職をした者の言動 |
| ６　当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度 |
| ７　当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響 |